

標準貨物自動車運送約款改正に関する質疑応答

問 1. 「標準貨物自動車運送約款の改正に関する Q&A」 Q13 の回答として、「貨物自動車運送事業法では強制力や罰則等はありません。」との記載があるが、他の法律では罰則等はあるのか。

答 1. 他の法律でも、荷主に対する罰則等はありません。ただし、荷待ち時間の恒常的な発生などにより運送事業者の法令違反行為に対して荷主が主体的に関与していることが認められた場合、当該運送に係る荷主に対して荷主勧告書を発出し、荷主名の公表がなされます。

問 2. 適用している標準約款と、実際に締結している運送契約の内容が異なる場合、事業者に対して罰則等があるのか。

答 2. 貨物自動車運送事業法第 7 6 条第 4 号により、罰則が規定されています。

問 3. 積卸料等の料金について、金額の例示はされないのか。

答 3. 料金の例示はありません。人件費等を参考に事業者判断で設定していただきます。

問 4. 料金届は事前提出でも良いか。

答 4. 貨物自動車運送事業報告規則第 2 条の 2 により事後の届出となっているため、変更後（11月4日以降）速やかに30日以内まで提出してください。

問 5. 新約款を使用したいが、運送契約の内容により、11月4日からの適用が困難である場合、手続きはどうしたらよいか。

答 5. 基本的には、11月4日以降、変更契約を取り交わした上で、新たな料金を收受することとなりますが、契約内容により変更契約ができない場合は、当該契約期間中は従前の運賃を適用し、次回契約更新時に新運賃での契約を取り交わせば差し支えありません。

ただし、その場合であっても、新標準約款を使用する事業者として、11月4日から30日以内に運賃料金変更届出を提出してください。

問6. 例えば、A社がB社を備車として利用する場合において、A社が旧約款、B社が新約款を使用しているとき、運賃料金の適用方法及び運送状の記載方法はどのような方が良いか。

答6. 運賃の適用方法については、A社とB社間では新約款に基づく運賃料金の適用方法、荷主とA社の間では旧約款に基づく運賃料金の適用方法となります。B社の運賃料金において積込料が生じる場合、A社から荷主に対しては届出運賃（及び料金）の範囲内で請求することとなります。A社とB社が異なる約款を使用する旨を荷主に伝えることについては特に義務はありません。運送状の記載についても、発生する料金に応じて記載していただくこととなります。

問7. 複数荷主がいる場合において、荷主ごとに収受する料金が異なるとき（例えばA荷主からは新標準約款に基づく運賃料金が収受できるが、B荷主からは収受できない場合）は、手続きはどのようにすればよいか。

答7. 新標準約款に基づく運賃料金を収受する場合には、速やかに運賃料金の変更届出書を提出してください。なお、新料金を収受できない荷主とは収受に向けた交渉を継続していただくこととなります。この場合、運送約款変更認可申請は不要です。

問8. 荷待ち時間の記録義務付けに関して、「荷主による都合」の考え方について

答8. 荷待ち時間の記録義務付けに係る改正の目的は、トラックドライバーの長時間労働の是正のためには、荷待ち等の乗務実態を把握する必要があります。そのデータを基にトラック事業者と荷主の協力による改善促進、荷主勧告等を行う判断材料とすることであるため、集貨地点・出発到着日時・荷積み卸しの時間などを乗務記録へ詳細に記録することが必要となります。

また、どういった作業が「荷主都合」に該当するのかは、現時点で明確な取扱いは示されておらず、個々の待機時間や附帯作業などを当該運送事業者が「荷主の都合」と判断すれば記録することとなります。

例えば、荷主からの引取指定時刻より早く集貨又は配達を行う地点に到着した場合の待機時間については、事業者都合となり記載を要しません。ただし、毎回待機時間が発生している運行に対し、待機時間の記録を基に荷主へ交渉をしたにも関わらず、引取指定時刻の改善等が図られない場合については、事業者の判断により荷主都合の待機時間として扱って差しつかえありません。